

<p>1. 開会 三浦会長代理</p> <p>木場補佐</p>	<p>定刻よりも少し早いですが、出席の皆さんがお揃いになりましたので、ただいまから「令和5年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は会長である深浦委員が所用により欠席のため、会長代理である私、三浦が議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。</p> <p>ご報告します。</p> <p>現在、委員総数15名のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 会長代理挨拶 三浦会長代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>さて、本年度の長崎県最低賃金の改正審議につきましては、委員の皆様方のご協力をいただきまして、8月17日に答申することができました。改めてお礼申し上げます。</p> <p>本日は、当初予定していた異議申出に関する審議は、まだ異議申出期間が満了しておりませぬので行えませんが、第2回本審で決定いただいたように、特定最低賃金の改正の必要性の審議を行っていただくこととしております。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県特定最低賃金改正の必要性について 三浦会長代理</p>	<p>それでは、早速議事に入ります。</p>

山本室長

最初の議題、「(1) 長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について」の審議に入ります。

最初に、事務局から資料等の説明をお願いいたします。

まず、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、令和5年8月18日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、参考までにご紹介いたします。

資料No.1の1ページをご覧ください。

この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、まとめられた資料となっております。

答申のポイントが、プレスリリースに記載されているとおりで、読み上げますと47都道府県で、39円～47円の引上げ、引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県。

改定額の全国加重平均額は1,004円、昨年度961円。

全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額、最高額1,113円に対する最低額893円の比率は80.2%、昨年度は79.6%。

なお、この比率は9年連続の改善。

次の2ページには、各都道府県における答申状況について記載されております。

資料No.2をご覧ください。

3業種それぞれの関係労働組合から令和5年7月3日に提出されました、特定最低賃金の改正の申出書の写しを配布しております。

「申し出の理由」として、「はん用機械器具等」及び「船舶等」製造業最低賃金については、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける労働者が、特定最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1に達していること、「電子部品等」製造業最低賃金については、公正競争を確保する観点から、また当該産業は主要産業であり県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと、といった内容となっております。

改正申出の具体的な理由等につきましては、参考人意見聴取の後に、労側委員から説明いただくこととなっております。

資料No.3は長崎県最低賃金基礎調査結果でございます。

特定最低賃金3業種毎に資料を添付しておりますが、資料番号1、「はん用機械器具」を例に見ていただきますと、資料の2ページには、「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。

3ページから5ページには、基礎調査の「総括表」を添付しております。

また、6ページには「総括表」を見やすくした「最低賃金基礎調査結果（労働者数による復元）」を、7ページには「総括表」の数字をグラフで表した「各賃金階級における労働者数と累積度数分布」を添付しております。

基本的な表の見方につきましては、地域別最低賃金の場合と同様となります。

次に資料No.4「各種指標等」をご覧ください。

1ページの資料番号1は、長崎経済研究所発行の「ながさき経済」から、過去のデータを取りまとめて、賃金室にて作成しました「業種別に見た学歴別初任給」、「長崎県の主要鉱工業生産指数」、「主要生産関連指標」等の資料です。

資料については以上でございます。

①参考人意見
聴取
三浦会長代理

ありがとうございます。

それでは、「参考人意見聴取」に移ります。

意見聴取の方法等について、事務局から説明をお願いします。

山本室長

資料No.5裏面の「特定（産業別）最低賃金参考人意見聴取団体一覧表」をご覧ください。

本日は、労側から推薦のありました2名の参考人からご意見聴取させていただき予定にしております。

意見聴取につきましては、最初の15分程度で、資料No.5の2枚目以降にあります「長崎県特定（産業別）最低賃金に係る景況について」に基づきまして、意見を述べていただき、その後、委員の皆様との質疑応答を10分程度行っていただく形で、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、使用者側からは、参考人のご推薦がありませんでしたので、後ほど、改正の必要性の審議の際に、ご意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

三浦会長代理

早速、意見聴取を始めたいと思います。

参考人を案内してください。

<参考人着席>

山本室長	<p>それでは、1人目の参考人の方をご紹介します。 佐世保重工労働組合執行委員長 大田保則様でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
三浦会長代理	<p>佐世保重工労働組合執行委員長 大田保則様には、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、長崎県特定最低賃金の改正について、労働者側の立場からのご意見をお伺いいたします。</p> <p>あらかじめご提出いただきました「長崎県産業別最低賃金に係る景況について」の資料に従いまして、意見を述べていただき、その後、委員の方から質問をさせていただきますが、お分かりになる範囲内で、ご回答いただければ結構です。</p> <p>それでは、大田様よろしくお願いいたします。</p>
大田参考人	<p>おはようございます。</p> <p>佐世保重工業(株)労働組合の執行委員をしております大田でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>まず業界全体の景況についてお話したいと思います。</p> <p>まず概要でございますが、2022年度は、世界の新造船竣工量、受注量ともに前年実績を下回っております。</p> <p>しかし、手持ち工事量としましては、2年連続前年を上回っております。</p> <p>造船産業を取り巻く環境は、海運市況の改善や環境規制強化、脱炭素の潮流により、改善しておりますが、健全な市場の状態とは言えず、資源エネルギー価格の上昇や、鋼材価格の高騰など、経営環境は引き続き厳しい状況下にあります。</p> <p>また、国内の雇用環境面で見ますと、2023年4月採用の就職内定率は高い水準となっておりますが、今後は、少子高齢化と生産年齢人口の減少に伴う人手不足など、高技能長期能力蓄積型産業である造船産業は、人材の確保・定着が課題となっております。</p> <p>受注・生産・在庫等経営環境におきましては、2022年の世界の新造船竣工量は5,500万総トンと前年比9.2%減でありました。</p> <p>2022年の世界の新造船受注量は、7,100万総トンと前年から約3割減となっており、ほとんどの国内造船所が適正とされている2年分の手持ち工事量を確保しています。</p> <p>一方、世界の新造船受注量のうち、約9割は中国・韓国が占めており、これまでも課題としている両国による保護主義的な施策によりマーケッ</p>

トには継続的に圧力がかかっております。

加えて、鋼材をはじめとする原材料費の高騰が、造船所の採算に大きな影響を及ぼし、厳しい事業環境に置かれています。

今後は2010年頃に大量に建造された船舶の代替や、環境規制対応に向けた需要が見込まれており、2021年5月に成立しました「海事産業強化法」の後押しもあり、中長期的にも造船市場は拡大していくことが予想されています。

倒産状況についてであります。私たちが加盟します産業別労働組合の基幹労連に加盟する企業での倒産については、報告は上がっておりませんが、三井造船が新造船建造より撤退しましたし、神田造船、それから我が社であります佐世保重工業においても、新造船より撤退し修繕船専業になりました。

また、JMU（ジャパンマリンユナイテッド）においては、舞鶴事業所での新造船建造より撤退しております。

次に賃上げ状況についてであります。定昇については毎年行っております。

表の中を見ていただければ分かるんですが、賃金改善については、ほぼ10,000円以上、大手については14,000円となっている状況であります。

わが社であります佐世保重工業は1,000円ということであります。

一時金については、ほぼほぼ昨年を上回る状況になっております。

(5)の新規採用状況についてであります。

先ほど言いましたように、どこでも人材不足というところがありまして、積極的に求人をし、定期採用を行っております。

わが社においては、2年前希望退職、合理化をしたということがありまして新規採用はありませんでした。

(6)初任給の状況についてであります。

大卒・高卒それから院卒・高専卒ということで分けておりますが、中々初任給についても改善がされていない状況でございます。

それから、わが社の概要について話をさせていただきますが、佐世保重工業株式会社は、旧海軍工廠の巨大な施設を継承しまして、昭和21年創業以来、その設備の拡充、技術革新に努め、艦艇・修繕船事業、機械企業を経営の柱として、現在着実な発展を目指しておる状況であります。

組合は、会社創立以前になります昭和20年12月1日、海軍工廠で勤めていた方たちが中心となり、1,600名の組合員により結成されました。

その後、昭和21年10月1日に、資本金600万円、当時の金額であります。600万円の4分の1を全組合員が出し合い、「佐世保船舶工業株式会社」が設立され、この名称の頭文字から、現在の「SSK」の愛称と受け継がれています。

資本金につきましては、今年1億円に減らしております。
従業員数366名、組合員数287名となっております。
協力会社、子会社・協力会社を含めまして約200名でございます。
外国人につきましては、組合員であります、1名韓国の方がおられます。

続きまして受注・生産・在庫等経営環境でございます。
2年前に合理化、希望退職制度を行い、昨年1月に新造船事業を休止し、修繕船事業と機械事業の2事業になりました。

修繕船においては、海上自衛隊艦船の定検・修理をメインとします。
それから保安庁船、一般商船、外航客船、作業船など改修工事を行った元新造船ドックの4ドックと、その他に大小4つのドックをフルに活用しまして、昨年を上回る売り上げを目標に受注・生産を進めています。

また、機械事業においては、クランク軸を中心に生産を行っていますが、インゴット、鉄の塊であります、この原材料の高騰により、大変厳しい状況にあります。

しかし、鍛鋼軸類や船用主機機関用連接棒など新規生産事業に取り組んでおる状況でございます。

賃上げ状況については先ほども言いましたけれども、当社の賃上げ定昇は5,700円、賃上げはここに「なし」、と書いていますが、1,000円ということでございます。

一時金については、年間一人平均4か月ということで約1,030,000円ということになります。

新規採用については、パート労働者も含めての記載であります、0ということ、今年から学校訪問をさせていただいている状況でございます。

初任給の状況については、院卒が220,000円、大卒が200,000円、高専卒が180,000円、高卒が160,000円となっております。

最後に長崎県特定（産業別）最低賃金に関する意見を述べさせていただきますが、造船産業の職種は専門性が高く、大型資材を扱い、高所作業や屋外・狭所作業など作業に関わる肉体的・精神的負荷および作業上の危険度も高く、厳しい作業環境のもと、その就業は誰にでも可能というものではありません。

こうした職種における賃金単価は作業内容に見合う水準として必然的に高くなり、当然最低賃金も地域別最低賃金や他の産業別最低賃金より高くなければならないと考えております。

労働力人口が減少するなかで、人材の確保・定着が、産業・企業の存続を揺るがしかねない重要課題となっております。

産業・企業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせません。

	<p>造船産業は社外工の協力により成り立っている産業であり、産業別最低賃金を引上げることで、造船産業の魅力を高めるとともに、最低賃金近傍で働く未組織労働者がモチベーションを持って働くことにつながると考えております。</p> <p>造船産業が魅力ある産業であり続けるためには、製造業の原点である「ものづくり」を大切にすることは勿論のこと、「ものづくり」に相応しい労働条件、即ち適正な賃金水準としなければなりません。</p> <p>最後になりますが、今年度は地域別最低賃金の水準が45円引上げられ898円になると伺っております。</p> <p>長崎県においては、2020年以降、産業別最低賃金が引上げられておらず、地域別最低賃金との差が、さらに縮小することになります。</p> <p>産業別最低賃金の引上げは、繰り返しとなりますが、未組織労働者を含めた造船業で働く全ての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高める極めて重要な取り組みとなります。</p> <p>現状をふまえ、前向きなご審議をお願いしたいと思います 以上でございます。</p>
三浦会長代理	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今のご意見に関しまして、委員の皆様方のご質問をお願いいたします。</p> <p>労働者側の方、いらっしゃいませんか。</p>
労働者側委員	<p>後からです。</p>
三浦会長代理	<p>何もありませんか。</p>
岩根委員	<p><挙手></p>
三浦会長代理	<p>お願いします。</p>
岩根委員	<p>おはようございます。</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>資料の4/5ページのところに、(5)で初任給の状況があるんですけども、コピーは2022年の4月となっているんですが、これは2023年の誤りなのか、去年のデータを持っていないので。</p>

	<p>上の新規採用状況は 2023 年 4 月 1 日の入社で、まあ初任給なので今年のではないかなと思ったんですが、という質問です。</p>
大田参考人	<p>失礼しました 23年でございます。</p>
三浦会長代理	<p>私から質問を、初任給が記載されていますけれども、この他に手当などは含むんでしょうか。</p>
大田参考人	<p>当社では職能給と基準賃金がありまして、その合計が高卒でいえば、160,000 円ということになります。</p>
三浦会長代理	<p>これ以外には。</p>
大田参考人	<p>これに通勤手当などがあります。</p>
三浦会長代理	<p>わかりました。 それと新規採用状況で、これまではなかったと、採用が 0 ということでしたけど、新規採用に向けて、何人ぐらい採用する予定があるのか。</p>
大田参考人	<p>職場からは 10 人前後の希望が出ておりますが、会社としては 5 人程度ということで考えているようです。</p>
三浦会長代理	<p>わかりました、ありがとうございます。 それでは、他によろしかったでしょうか。 それでは、他に無いようですので、終了させていただきます。 大田様、誠にありがとうございました。 お疲れ様でした。</p> <p><参考人退席></p>
山本室長	<p>それでは、2 人目の参考人の方をご紹介いたします。 東芝三菱電機産業システム労働組合書記長 倉員淳様でございます。 よろしくお願いいたします。</p>

三浦会長代
理

東芝三菱電機産業システム労働組合書記長 倉員淳様には大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、長崎県特定最低賃金の改正について、労働者側の立場からのご意見をお伺いいたします。

あらかじめ提出いただきました「長崎県産業別最低賃金に係る景況について」の資料に従いまして、ご意見を述べていただき、その後、委員の方から質問をさせていただきますが、お分かりになる範囲内で、ご回答をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

倉員参考人

おはようございます。

東芝三菱電機産業システム労働組合長崎支部の倉員といたします。

今日は陳述した内容についてご報告いたします。

まず、1 ページ目の1 番、業界全体の景況についてということで(1) 概要ですけど、電機・電子産業の2022 年度国内生産高は24.6 兆円と前年度実績比1.3%増加しました。

分野別に見ると、電気機械分野が6.5%増、情報通信機械分野が4.5%減、電子部品・デバイス分野が8.1%減となっています。

国内外の産業分野の設備投資回復に伴って、電気機械分野で増加した一方、通信インフラ事業がひと段落した情報通信機器分野や、メモリ半導体の世界的な需要減少の影響を強く受けた電子・デバイス分野で減少となりました。

なお、情報サービス産業の売上は前年度実績比6.1%増の16.2 兆円となり、ソフトウェア開発・プログラム作成をはじめ、全ての分野で堅調に売上を伸ばしています。

電機・電子産業の2022 年度の輸出額は21.2 兆円と前年度実績比7.8%増加しましたが、電気機械分野は、世界的な半導体需要の拡大や、脱炭素化に向けた動きを反映し、産業用ロボットや半導体製造装置、蓄電池などの工・商業用電気機械が伸びています。

輸入額は19.9 兆円と前年度実績比20.8%増加し、電子・電機産業の貿易収支は約1兆2,551 億円のプラスとなりました。

(2) 受注・生産・在庫等経営環境についてですが、生産と出荷に関しましては、電気・情報通信機械は、2021 年夏以降、部材供給不足など影響が緩和し回復を見せていましたが、2022 年4 月～5 月の中国でのロックダウンなどの影響を受けて再び低下に転じました。

しかし、6 月のロックダウン解除後、再び上昇に転じています。

電子部品・デバイスについては、近年上昇傾向にありましたけれども、

中国のロックダウンの影響を受けて低下し、以降増減を繰り返している状況です。

在庫率に関しては、電気・情報通信機械と電子部品・デバイス双方とも上昇が続いている状況です。

(3) 倒産状況については、申し訳ありませんが、把握できておりません。

(4) 賃上げ状況についてですが、①賃金について、電機連合 12 中闘組合すべてで満額 7,000 円の水準改善が図られました。

②産業別最低賃金について『高卒初任給の水準に準拠させていく』とした労使共有事項を踏まえた対応として、要求時に設定した 173,500 円以上を改善できました。

これは 12 中闘組合すべてでクリアしております。

③一時金についてですが、電機連合 12 中闘組合で、「産業別ミニマム基準 4.0 ヶ月」を確保することができております。

(5) 新規採用状況については、申し訳ありませんが把握できておりません。

(6) 初任給の状況についてです。

ここに記載しておりますのは、中闘 12 組合の状況を条件別に記載しております。

初任給については、高卒初任給 176,000 円～180,000 円で 5,000 円～7,000 円の改善となっております。

大卒初任給は 230,000 円～250,000 円、これは 5,000 円～25,000 円の改善ができております。

次に、年齢別最低賃金については、18 歳が 173,500 円～179,000 円、25 歳が 187,000 円～189,000 円、40 歳が 234,000 円～236,500 円となっております。

次に、(7) その他についてですが、2022 年度の電機産業の雇用者数は、情報サービス・インターネット関連で 200 万人、前年度実績比 5.8%増。

電気機械器具製造業で前年度から増減ありませんが、63 万人。

次に情報通信機械器具製造業で 20 万人、これは 4.8%減、電子部品・デバイス製造業では、前年度実績 6.8%増の 63 万人となり、雇用者総数は 346 万人と前年度から 14 万人増加しました。

とりわけ電子部品・デバイス・電子回路製造業の雇用の継続的な増加は、半導体関連産業における国内工場新設をはじめとする設備投資意欲の高まりを反映していると考えられます。

次に、弊社の状況について説明いたします。

2022 年度、弊社単独としての受注は過去最高を記録し、売上は予算未達も過去 2 番目の高水準となっております。

経常利益は部材高騰もあり前年度比では減少しましたが、粗利・費用改善及び為替好転により予算比で大幅改善しております。

経営環境は依然として不透明感が強い状況にありますが、「グローバル事業の拡大」「新事業の育成加速」「既存事業の安定拡大」を軸とした成長戦略の展開により、更に拡大していく計画です。

長崎事業所としては、2022年度は全社と同様に厳しい事業環境下であり、また製造工場であることから、部材高騰や動力費増加の影響により赤字となりました。

今後の展開としては、製品価格の適正化、設計の高度標準化や工場生産のデジタル化によるスマートデジタルファクトリー構築の推進、カーボンニュートラル・新サービスをキーとしたビジネス展開、環境配慮型SDGsのものづくり・商品化の追求などによって、利益率の向上や受注の拡大に取り組み、2023年度の黒字回復を目指しております。

(2) 受注・生産・在庫等経営環境についてです。

2022年度実績、弊社単独ではありますけれども、売上高 2,129 億円、経常利益 88 億円となっております。

2023年度計画については売上高 2,334 億円で、経常利益 108 億円で予定しております。

次に、(3) 賃上げ状況についてですが、現行賃金体系を維持した上で、水準改善額 7,000 円の賃上げで妥結しています。

下に比較で記載しておりますけれども、30 歳技術職基幹労働者、3 人世帯のケースの場合で記載しております、賃金は 320,900 円、定期昇給：7,200 円、家族手当：21,000 円含む数字となっております。

次に 35 歳技能職基幹労働者、これは 4 人世帯。

この場合ですと、賃金は 350,600 円、定期昇給 6,200 円、家族手当 37,000 円含む金額となっております。

ちなみに一時金につきましては、基礎賞与 1 年で 4 か月と業績賞与で構成されております。

(4) 新規採用状況についてですが、2022 年度中途採用者の方は、全社で 99 名、その内嘱託・契約社員 30 名、正規従業員 69 名でした。

②2022 年度新卒採用については、全社で 74 名、その内、長崎事業所配属されたのが大卒者 3 名、高卒者 8 名の計 11 名が配属されました。

③2023 年度の採用計画につきましては、全社で 86 名、その内、大卒者 64 名、高卒者 22 名となっております。

次に (5) 初任給の状況ですけど、書いてあるとおりになんですけど、全体的に 5,000 円～6,500 円アップで改善することができております。

次に、(6) 相対的に賃金の低い業務に従事する労働者の状況ということで、一つ例を記載させてもらってますけれども、これが新卒 2 年目の

技能職平均年齢 20 歳をピックアップした時のデータとなっております。
賃金としては、最低で 189,600 円～190,300 円という形になっております。

(7) その他については、特にありません。

最後、3 長崎県特定（産業別）最低賃金に関する意見ということで、私たち電機連合は、毎年春闘におきまして、企業内のミニマム基準の引上げと、未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ公正処遇確立に向け最低賃金の引上げに取り組んでおり、2023 年春闘においても、多くの組合において、産業別最低賃金で 7,000 円の引上げを実現することができ、173,500 円となっております。

この成果を、電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定（産業別）最低賃金」である「法定電気機械器具製造業最低賃金」が、その役割と機能を果たし続けられることが必要不可欠と思っています。

最後になりますが、一番最後のページの資料を使って、長崎県の製造業における電機産業の状況について、資料をもとに説明させていただきます。

最後のページに記載している表についてなんですが、これが経済産業省の「2022 年工業統計調査」の結果となっております。この表の説明は真ん中の列が電機産業に関して、その中でも左側の方に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の内訳を示しております。

何のデータかといいますと、それぞれの分野における従業者数、製造品出荷額等、付加価値額に分けてそれぞれ表示しております。

その真ん中の列の、電機計というのが、製造業の合計となっております。

一番右側の列が、製造業に占める電機産業の割合ということで、それぞれ業態に分けて記載しております。

ここで都道府県別に記載しているんですが、長崎県のところを見てもらいたいんですけど、一番下から 6 番目に色をつけているのが長崎県となっております。

長崎県の製造業に占める電機産業の割合は、右側の数値を見ていただきたいんですけど、従業者数が 16.96%で全国 6 位、製造品出荷額等というのが、23.12%で全国 9 位、最後に付加価値額という一番右側の数値ですけど、35.79%ということで全国 2 位となっております。

この結果からも、長崎県内における電機産業は、正に主要産業であり、県内経済における重要な役割を担っていると言っても過言ではありません。

<p>三浦会長代理</p>	<p>ご承知のように、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで、裾野の広い産業構造になっています。</p> <p>経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の引上げを強く望みます。</p> <p>今回はこのような貴重な機会を設けていただき、ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今のご意見に関しまして、委員の皆様方から質問をいただきます。</p> <p>委員の皆様、陳述いただきました内容につきまして、何か質問等はいかがでしょうか。</p> <p>使用者側は。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p><質問等なし></p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>せっかくですので。</p> <p>新規採用状況のところ、中途採用と新卒採用 2022 の分は書かれていますけれど、今後の見通しは同じような水準でいくのか、増えていくのかということをお聞きしたいと思います。</p>
<p>倉員参考人</p>	<p>これから増やしていくという話は聞いております。</p> <p>新卒と中途採用を含めてこれから増やしていくというのは聞いていますので。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>ということは、仕事は増えていると。</p>
<p>倉員参考人</p>	<p>そうですね、後から増えていくような見通しがあるようです。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、他によかったでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><質問等なし></p>

三浦会長代理	<p>他に質問が無いようですので、倉員様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。</p> <p>倉員様、ありがとうございました。</p>
倉員参考人	<p>ありがとうございました。</p>
三浦会長代理	<p>お疲れ様でした。</p> <p><参考人退席></p>
三浦会長代理	<p>以上をもちまして、予定しておりました参考人からの意見聴取は、全て終了いたしました。</p>
峯下委員	<p>どのタイミングで質問していいか分からなかったのですが、冒頭に配られた資料についての内容で一つ確認が。</p>
三浦会長代理	<p>どの資料ですか？</p>
峯下委員	<p>読み合わせを1点だけ、資料の2ページですけど、はん用機械器具、生産機械器具製造業、時間額 875 円、これは令和4年の決定というか、未満率 1.2%、未満労働者数 21 名と読めばいいですか。</p> <p>裏を返すと 21 人に適用されていると見るんですか、ちょっとその見方を教えてください。</p>
山本室長	<p>おっしゃられたとおり、未満率が 1.2%で、未満労働者が 21 名いるということになります。</p>
峯下委員	<p>ですので、現状 21 名いらっしゃるということ。</p> <p>同様に 9 ページ目、これも同じ見方ですと、電子部品・デバイス関連のところは 63 名いらっしゃると。</p>
山本室長	<p>はい。</p>
峯下委員	<p>同様に、16 ページ目船舶製造・修理業関連で同様に 62 名いらっしゃる</p>

	と。
小城局長	<p>9 ページ目の未満率 4.3% で 63 名の方が未満労働者と言われましたけれど、865 円になった時に、未満労働者となるのが、63 人いらっしゃるということであり、現行は 864 円で未満率 2.5% ですので、63 人の内の一部であり、ちょっと今実数を手元に持っていませんけど、現状で未満労働者は、割合から見ると 63 人の半分程度くらいかなと思います。</p>
峯下委員	どの数字に対して、半分ということでしょうか。
小城局長	<p>865 円のところで、影響率 4.3% で 63 人でございますので、その 4.3% と 864 円の未満率が 2.5% ですので、大体半分弱くらいかなと。63 人が今現在未満労働者である状況ではない。</p>
峯下委員	1 円上げたら。
小城局長	1 円上げたら 63 人です。
峯下委員	ということは、現状未満労働者は半分程度。
小城局長	そのくらいになります。
峯下委員	ありがとうございました。
<p>②特定最低賃金改正の申出について (労側委員からの説明) 三浦会長代理</p>	<p>それでは、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業の 3 業種の最低賃金の改正の必要性について、改正の申出をされた労側委員から、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、はん用機械器具等製造業及び船舶製造・修理業等最低賃金改正</p>

<p>中山委員</p>	<p>の必要性について、中山委員から説明をお願いいたします。</p> <p>はい、中山です。 よろしく申し上げます。 特定最低賃金の必要性に関する労働者の主張をさせていただきます。 先ほどからあるように、ものづくり産業は裾野が広く、船舶、はん用に関しても、地域全体への波及効果も大きいということで、県内における雇用と経済の両面で貢献度の高い産業と考えております。 状況については、船舶製造については先ほどの参考人の説明どおりでございます。 長崎県の生産活動の主要業種、造船、はん用機械、電子ですけど全般的にみると持ち直しつつあって、はん用機械については、脱炭素化への移行、石炭火力の休止・廃止の影響があって、需給環境は厳しい状況ではありますが、今年度生産高は、前年度比残部する見込みとしています。 共通していることが、生産年齢人口の減少が続いて、コロナ禍からの社会の正常化が進む中で、人材獲得競争が激化しているというところでございます。 我々生産現場を支える人材についても、確保が困難になっており、基幹労連の企業についても、追加採用を継続しています。 私の組合だけではなく、会社幹事社の方とも話しますが、人材難なことになっていると聞きます。 将来を担う優秀な人材確保をしていくためには、魅力的な労働条件が必要であり、産業別最賃の引上げがそのために重要な手段と考えております。 先ほど参考人からありましたが、ものづくり産業は高度な専門性、高い熟練度を必要とすることに加え、作業環境は他産業と比較して、大変厳しいものになっているということを考慮すれば、当然のことながら労働条件は他産業と比較して高い水準にあるべきと考えます。 これについては、現場採用だけではないと分かりますが、私も現場出身でございますけれども、やはり地賃よりも高い水準へ持っていくべきだと思っています。 特に特定最賃は地域別最賃と同じ年齢を限定し、簡易業務など適用除外した基幹的労働者の最低賃金を決める取り組みであることから、優位性を感じるものでなければならぬと思っております。 今年度多くの企業で賃金改定が実施されている中で、基幹労連の中、先ほど資料の中で初任給のところがありましたが、11企業名がありますが、その中で9の企業に関しては、企業内最低賃金の引上げを行っています。</p>
-------------	---

	<p>これまで、地賃との差が、この話をする時に6円か7円しかないじゃないかという話がありましたが、先ほどの給与に関しては、人材確保の観点から企業内最低賃金の引上げをする企業が増えたということで、現行との今の現行の特賃ですが、船舶で29円、はん用でも68円という状況になっております。</p> <p>また多くの労働者が、労働組合がない中小企業に勤務している実態を考慮すべきであって、大手・中手企業と比較して少ない従業員で様々な役割を担い、懸命に働いている努力や頑張りに報いることは、労使の社会的使命だと考えております。</p> <p>この波及できないと中々上がっていかないということは労働組合に対する批判があることは我々も自覚をしています。</p> <p>春闘で獲得した賃上げの成果をものづくり産業全体に確実に波及させ、高いレベルの公正競争を確保し、産業の魅力を高めることが必要不可欠であると考えております。</p> <p>最後になりますが、先ほどとも繰り返しになりますけれども、2020年以降、特定最賃が引上げられていません。</p> <p>船舶、はん用ともに特定最賃が全国的にも低位に留まっている状況です。</p> <p>本県の地賃が45円引上げられました。</p> <p>今回引上げられなければ、いわゆる埋没してしまいます。</p> <p>本県における基幹産業がその魅力を失ってしまうという危機的状況にあると考えておりますので、是非とも前向きなご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上であります。</p>
三浦会長代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の労働者側委員の方から意見はございませんでしょうか。</p>
労働者側委員	<p><意見なし></p>
三浦会長代理	<p>次に、電子部品等製造業最低賃金改正の必要性について、川田委員よりよろしくお願いします。</p>
川田委員	<p>はい、電子部品電機の関係の主張を川田のほうからさせていただきます。</p>

先ほど、中山委員からもありましたけれど、まず1点目ですけど特定最低賃金です。

都道府県内の全ての労働者に適用される地域別最低賃金とは異なりまして、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金でございます。

よって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保がまず必要不可欠と考えております。

先ほど参考人からもありましたけれども、電機産業は国における主要産業でございます。雇用者数のみならず生産額、出荷額等におきまして他産業に比較して、極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っております。

また電機産業は大手企業から中小零細企業まで裾野の広い産業構造となっているため事業の公正競争確保を図る上で、法定電機最低賃金の設定と適正水準の改善が必要不可欠でございます。

そして、社会のデジタル化、脱炭素化に対する期待が高まると予想されており、第4次産業革命と呼ばれています。IoTやビッグデータ、ロボット、人工知能など急速な発展を受けて電機産業としてこれからの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を生み出していくことが期待されております。

このように、経済成長や社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要でございます。

最後になりますけれども、残念ながら、電機の特定最賃も昨年審議ができない状況でございました。

電機産業、全国で色々な業種、全国で行われていますけれども、残念ながら昨年できなかった関係で九州内における隣県との格差も広がりましたし、全国的にも広がった実態がございます。

九州内の電機産業ですけど、皆さんご承知のとおり隣県熊本での大手海外のTSMCの工場誘致もされていますし、諫早地区の大きな半導体の会社の拡大の調整も入ってます。

雇用の流動化とか叫ばれている社会ですけど、やはりこの最低賃金の改定は大きな分野でも人材の流出の懸念もございます。

そういった観点からも、今回全国各地で色々な課題があるのも労側としても十分に認識してはいますが、しっかりこの審議会で議論できればいいと思っていますので、ぜひ前向きな議論をお願いしたいと思います。

以上です。

<p>三浦会長代理</p>	<p>ありがとうございます。 他の労働者側委員の方から、意見はございませんか。</p>
<p>労働者側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>③必要性の有無について 三浦会長代理</p>	<p>それでは、「必要性の有無」についての審議に入ります。 参考人意見聴取や労側委員の説明を踏まえまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。特に使用者側委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>非公開、公開の区分はどうなっていますか。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>今からです。</p>
<p>山本室長</p>	<p>三者協議の部分は公開で、個別協議については非公開になります。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>使用者側委員の峯下です。 よろしく申し上げます。 産業別は特定最低賃金の全国的な状況をお話しします。 本来、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使、公益さんも入れて、全会一致で議決をして決定ということになります。 しかしながら、近年の状況を見ますと、地域別最低賃金をご存じのとおり大幅にアップしておりまして、その差額が全国加重平均ですけど、とうとう 2021 年度に逆転しております。 これは長崎ではなくて全国的な、一般的な状況です。 逆転したということで結局地賃を採用している各県の産業別の特定賃金があるというのが実態です。 長崎県においても本年度の地賃をご存じの状況なので、異議審がありますけれども、現状の 875 円、864 円、875 円は大幅に上回る見通しでございます。 そういった状況で、意見を述べさせていただくんですが、まず地賃で</p>

すけど地賃は本来第4表をベースに審議すべきであります。

これは、そういう意味で要綱にも書いてあります。

ただし、ここ数年というか、永らく時々の事情が優先されて、そういったきちんとされた審議ができない状況で大幅に引上げされてきた実態がございます。

そういった地賃をベースに特賃は優位性を判断すべきなんですけれども、地賃が大幅なアップになっていますので、特賃の審議というのがそもそも体をなしていないというふうに判断できます。

それと、地賃との差を設ける必要性なんですけど、今ご説明いただいた内容をよくよく改めて考えると、差を設ける必要性が本当にあるのかというのがありまして、例えば先ほど私、あえて資料 No. 3 についてご説明くださいと言ったんですが、実際適用している人数の規模といいますか、そもそもちょっと違うんじゃないかと。

特賃の役目はもう終わっているんじゃないかという気がしております、3業種で人材確保とか優位性とか、皆さんおっしゃっている内容ですけど、各企業さんとも最低賃金をベースに、もしくは特賃をベースに募集かけていないですよ。

そういった契約を元に、うちの業種にうちの会社に来てくださいという契約は目指しておらず、逆に優位性というか、そういった会社対個人のそもそもの労働契約というのは個別契約なんですけど、うちの会社に来てくださいというのに最賃特賃をベースに募集をかけて、うちは特賃がいくらですから来てくださいということではなくて、やっぱりそれ相応に見合った賃金を提示して契約している実態がございますので、特に高付加価値の人材を求めている業種であれば尚更、そういった魅力ある企業ですよと募集をかけておりますので、今お話ししたことをまとめると、そもそも3業種については特定最低賃金の必要性なしということで、使用者側は従来から主張しているところです。

本年度もますますその思いが強くなりました。

以上でございます。

三浦会長代理

ありがとうございます。

他の委員の方から、お願いします。

岩根委員

使用者側委員の岩根です。

まず、先ほど労側の中山さんの発言の中に2020年から審議が行われていないという発言がございました。

この点について、2020年にはまだ我々が審議をする必要はないという

ところまでたどり着いてはいませんでした。

まあ審議してもいいかなみたいな。

内容的にはある特定の企業さんの企業内最低賃金が、最低賃金を下回る、ですから特定最低賃金は個々の企業さんの契約内容があれば、当然地賃よりは上ですけども、地賃を下回るのはだめです。

それを強制的にやることはできないという運用のルールがあります。

それでも、審議はできないだろうということで、労使話し合いといえますか、できないよということを確認して、審議をしなかったというのが4年前の実態です。

今現在特定の企業内最低賃金がいくらかということは今回も出ていませんけれども、21年から数円上がったのがありましたが、でも数円の議論をするのかと行って地賃が相当上がってるということで、我々は必要なしという判断をして、もし万が一、企業内最低賃金が100円、200円上がってすごいだということになれば、それはそれでやるべきなんじゃないかという話をした経緯がある。

その後、昨年从我々使用者側としては、地賃の上がり方に重大な疑念を持っているということで、先ほど峯下委員からもあった第4表をベースにした審議が全く行われていない。

その累計は100円以上になっている。

基準点である地賃が信用できず、我々としては納得していない。

地賃の決定においては採決で、多数決ということで全戦全敗してますけれども、特定においては全員合意してやるべきであるというルールがありますので、その基準のはっきりとしないものに対して、我々は更なる上澄みを議論するつもりはないという議論を昨年きちっと説明してますので、その提案に全く今年も変化がない。

今年地賃の方で、第4表をベースにした審議が行われていなかったのは大変問題だ。

過去の上がった分を100円下げるという案が出ておれば、当然それは審議に応じるかどうかの検討はしないといけないと思いますが、その検討にすら今年は値しないというのが現状だと思っています。

それから、これはもう10年、20年もっと言ってると思うんですが、特定最賃の最大の問題点は会社の業種によって決定されるというところで、この点を使用者側はずっと指摘しています。

例えば製造業、造船業の中にも経理であるとか総務であるとか、様々な補助的業務、直接生産にタッチしない仕事がございます。

ですから、もしやるのであればその業種、造船業の中の溶接職とか鉄鋼職とか、分かりやすい職種で言えばそういう職種だと思っんです。

その単価を議論するのであれば、我々は十分やるべきだと思ってま

すが、実際にその製造にタッチするような、設計とかそういう業種もあると思うんですが、実際の単価はこんなレベルではない。

800 円、900 円、1,000 円でその製造業なりを営んでいる会社の経営が成り立つ。

峯下委員も私も発注単価については、所属していた企業において業務の経験がありますので、そんな単価ではないということはずっと申し上げている。

それから最後に追加の説明を再度しますが、私の妻が某金融業でパートをして、その当時地賃と造船とかの差が 100 円以上あった。

それで、今は退任されていますが、この最低賃金の審議会の委員をやっていたいただいた社長さんに「うちの妻を雇ってもらえませんか」とそれだけで時給が 100 円上がるんですよ、と言ったところ「岩根さんの奥さんだけは採用はできません」と言われ、私の妻は収入が高い仕事に転職できなかったということがあります。

事実として私の妻は、造船とか機械とか全く知りませんが、経理だとか総務的な仕事が出来ていましたので、強く希望したんですが、社長が採用できないということであれば諦めましょうと毎回この話をしてきたんです。

やはりそこには業種と職種の問題があると思っていますので、今回の審議についても我々は合計 3 点の話をしているんですが、審議の必要はないんじゃないかと、いつからか分かりませんが、特定最賃の役割は終わってしまっているのではないかとということが私個人の意見ですので、賛同を得られるかどうか分かりませんが、ずっと申し上げているんです。

引き続きこの意見を強く表明させていただきたいと思っています。

以上です。

岩崎委員

公開の場で発言しておいた方がいいと思ったので。

特定最賃の審議の必要性のない根拠については、両委員に言っていたことに尽きますし、私自身も賃金支払い能力の 3 要素を表している第 4 表を基に、最低賃金が審議されていればという前提で特定最低賃金の議論に進むべきだと思いますが、それが一切なされていない現状が数年間続く中で、私たち使用者側は審議の拒否を、特定最低賃金については審議を認めないということで反対を投じました。

今年度、地域別最低賃金の審議にあたって、本来私自身は退席をしたかったんですが、採決の際にやはりそれはやるべきではないという使用者側全体の議論の中で退席せず反対を表明いたしました。

私が委員である以上、昨年の特定最低賃金の審議に応じなかったことについては、未来永劫無限のパーセントで絶対審議に応じませんので、

<p>三浦会長代理</p>	<p>会長代理が今後、この全体審議の後に、個別協議をと望まれても、無駄な時間はもう使わない方がいいだと思います。 無限に絶対審議に応じません。 以上です。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p>ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p><意見なし></p>
<p>岩永委員</p>	<p>次に労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p> <p>岩永です。 今言われた主張については、やはり特定最賃の役割というのは、産業の適正な賃金相場を作る役割があるのが特定最賃だと思っていますので、最賃法が規定をする、事業の公正な競争の確保、人を集めたい企業は特賃を参考に、私は募集賃金を決めていると思いますので、それがベースじゃないと当然法律に違反する訳で、そういったところで競争の確保をする上では、非常にこの特定最賃ということについては重要なものだろうと思っています。 事業の公正な競争に確保に資するということを専らの目的とするものがこの特定最賃にあたるということで、議論をしないということで、議論をすることで不都合をもたらすものではないというふうに思いますので、議論の場にもつかない、未来永劫つかないという意見がございましたが、それはちょっと違うと思いますので、公益の皆さんもご理解をいただければと思います。 よろしく申し上げます。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>ありがとうございます。 他にありませんでしょうか。 よろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>三浦会長代</p>	

理

ただ今、労使双方からのご意見をいただきました。

使用者側委員からは、改正の必要性はないという意見がありました。

理由は、地賃の上がり方に疑念を抱いてるということ。

また、地域別最低賃金を上回る必要がある場合に特賃の改正をすべきであって、近年地域別最低賃金が大幅にアップしているため、改定の必要がない、また地域別最低賃金が第4表に基づいて審議すべきだが、大幅にアップしているところから、特定最低賃金の意味がないのではないか。

あと、優位性を保つ必要があるのか。

あとは採用に關すれば、特賃を基準に賃金を決めているわけではない。

労働契約は個別の契約だから、そこは改正の必要はないのではないかと
というご意見だったと思います。

労働者側からは改定の必要はあるというご意見でした。

人口の流出防止、優秀な人材の確保、魅力的な労働条件がそのためには必要だ
というご意見だったかと思ひます。

また産業の適正な賃金水準を作るためにも特賃の改正が必要じゃないか
というご意見だったと思ひます。

ここで、ご意見が分かれていますので、労使双方から改正の必要性あり
というご意見ではなかったのて、ここで個別にお話を伺いたひと思ひ
ます。

個別協議になりますので、長崎地方最低賃金審議会運営規定第6条、
第1項但し書きによりこれよりは非公開といたしたいと思ひますので、
事務局から、傍聴の方へご案内をお願いします。

山本室長

それでは、個別協議に入りたいと思ひますので、使用者側委員の皆様
と公益委員との皆様との個別協議をまず先に行ひますので、労働者側委員
の皆様は6階の基準部長室へのご移動をお願いいたします。

これより

公・使 協 議 を 1 回、
公・労 協 議 を 1 回 行 っ 。

<個別協議終了、全体協議を再開>

<p>三浦会長代理</p>	<p>お待たせしました。 それでは、全体での審議を再開したいと思います。 本日は、労使双方から考え方、主張等をお聞きして個別にお話をお伺いしました。 特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、全会一致の議決が原則となりますが、使用者側からの「改正の必要性はない」とのご意見は変わらず、本日は全会一致の結果とはなりませんでした。 次回、改めて特定最賃3業種の改正の必要性について、ご意見をお聞きし、答申までを予定したいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>使用者側の意見は変わらないですが。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>はい、継続審議をさせていただけたらと思っております。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>全会一致の件はどうなったんですか。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>もう一度次回。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>わかりました次回は9月4日。</p>
<p>三浦会長代理</p>	<p>それでは、継続審議として、次回の第5回本審で引き続き協議して参りたいと思います。 第5回本審につきましても特定最低賃金改正の必要性の有無についての審議と長崎県地域別最低賃金にかかる異議申出がなされた場合は、その審議も併せて行うこととなります。 その他、最後になりますけれども、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
<p>岩根委員</p>	<p>事務局さんに質問です。 特定ではないですが、現時点で地賃の異議申し出が出ているのでしょうか。 教えられないのかどうか分かりませんが、出ていたら予定を入れないといけないので。</p>
<p>山本室長</p>	<p>今のところは出てきておりません。</p>

<p>岩根委員</p> <p>三浦会長代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にありませんでしょうか。</p> <p>特に、ご意見等がないようでございますので、以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。</p> <p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
---------------------------	--